

平成二十一年内閣府・財務省・農林水産省令第一号

米穀等の産地情報の伝達に関する命令
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成二十一年法律第二十六号)第二条第四項、第四条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、米穀等の産地情報の伝達に関する命令を次のように定める。

(原材料である米穀の産地が明らかでない指定米穀等の産地)

第一条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(以下「法」という。)第二条第四項の主務省令で定める指定米穀等は、次の各号に掲げるものとし、同項の主務省令で定める事項はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

一 飲食料品として輸入される指定米穀等であつてその原材料である米穀の産地が明らかでないもの(以下この条において「特定輸入指定米穀等」という。)当該特定輸入指定米穀等の原産地

二 特定輸入指定米穀等を原材料とする指定米穀等 当該特定輸入指定米穀等の原産地

第三条 米穀事業者は、自ら生産又は輸入をした指定米穀等について法第四条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により産地を伝達する場合は、譲受けの相手方から伝達された産地の情報に基づいて適切に産地を伝達しなければならない。

第四条 第一条の規定による産地の伝達は、指定米穀等の包装若しくは容器又は送り状、納品書、規格書その他これらに類するものにその産地(米穀についてあらかじめ加熱による調理その他の調製したものであって、粒状のもの(以下この項において「米飯類」という。)を含む料理その他の飲食料品にあっては、当該米飯類の産地に限る。以下同じ。)を表示する方法により行うものとする。

4 前項の規定による産地の表示については、米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令(平成二十一年財務省令・農林水産省令第一号)第二条第三項各号に定めるところにより行うものとする。

5 米穀事業者は、指定米穀等の譲渡しの相手方の米穀事業者が当該指定米穀等について法第四条第一項又は第八条第一項の規定により正確な産地を伝達することができるよう、当該譲渡しの相手方の米穀事業者から求めがあった場合には、必要な範囲において、当該指定米穀等についての産地ごとの原材料に占める重量の割合その他の必要な情報の提供を行うよう努めるものとする。

(一般消費者に対する産地情報の伝達方法)
第三条 法第八条第一項の規定による産地の伝達は、次のいずれかの方法により行うものとする。
一 指定米穀等の包装又は容器の見やすい箇所にその産地を明瞭に表示する方法
二 店舗その他の指定米穀等の販売又は提供をする場所にあるメニュー、冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものにその産地を明瞭に表示する方法
三 店舗内又は店舗の入口付近の一般消費者の目につきやすい場所にその産地を明瞭に表示する方法
四 通信販売(不特定かつ多数の者に指定米穀等の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けた場合に従つて行う指定米穀等の販売をいう。)を行う場合において、広告(当該指定米穀等の販売の条件について広告するものに限る。)の見やすい箇所にその産地を明瞭に表示する方法

インターネットを利用して当該指定米穀等の産地の情報に係るホームページ(次元コード)のアドレス(次元コード)のと/orにより産地の情報を閲覧すること。

6 前項の規定による職員の身分を示す証明書は、令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

この命令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年六月二十四日内閣府・財務省・農林水産省令第一号)

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和二年一二月二八日内閣府・財務省・農林水産省令第二号)

この命令は、公布の日から施行する。(経過措置)

第一条 この命令は、公表の日から施行する。

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第三条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正後の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第四条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正後の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

第五条 法第八条第三項の主務省令で定める要件は、指定米穀等の提供の事業を行つてることによる。

第六条 法第八条第三項の主務省令で定める指定米穀等は、米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律施行令(平成二十一年政令第二百六十一号)第一条第五号に掲げるもの以外の指定米穀等とする。

第七条 法第十条第一項の立入検査(法第十一條第一項第一号に規定するものに限る。)をする

場合における法第十条第二項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

2 米穀等の取引等に係る情報の記録に関する省令(平成二十一年財務省令・農林水産省令第一号)第二条第三項各号に定めるところにより行うものとする。

3 この命令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年七月一日)から施行する。

4 前項の規定による職員の身分を示す証明書は、令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

5 この命令は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十三年七月一日)から施行する。

6 前項の規定による職員の身分を示す証明書は、令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

7 前項の規定による職員の身分を示す証明書は、令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

8 前項の規定による職員の身分を示す証明書は、令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

9 前項の規定による職員の身分を示す証明書は、令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

10 前項の規定による職員の身分を示す証明書は、令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

11 前項の規定による職員の身分を示す証明書は、令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

12 前項の規定による職員の身分を示す証明書は、令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

13 前項の規定による職員の身分を示す証明書は、令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

14 前項の規定による職員の身分を示す証明書は、令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

15 前項の規定による職員の身分を示す証明書は、令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

16 前項の規定による職員の身分を示す証明書は、令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

17 前項の規定による職員の身分を示す証明書は、令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

18 前項の規定による職員の身分を示す証明書は、令別記様式による職員の身分を示す証明書は、前項に規定する証明書とみなす。

別記様式（第6条関係）

別記様式（第6条個体）	
表	
第 一 頁	
米国等の取引等に係る情報の記録及び用地情報の伝達に関する法律 第10条第2項の立入検査をする職員の身分認明書	
官 員 姓 名	
年 月 日 生	
写 真	
発行者名	

米特の法的立場に係る問題の記述及び実地操作の剖示に関する法律 (秀)

〔第1回〕
〔前半〕
〔前半〕(1) 本回では、この法律の施行に必要な範囲において、米特事業者等は「本規則の適用」を受けることとされ、その適用に際しては、監視を始め、又はその職務に、これらの方の事務所、事務室、店舗、販賣所、施設、販賣所等の場所における取扱い、加工、輸送、販賣、使用等に係る行為の監視に係る場所等に立ち入り、審査の権限が付与される。審査その他の行為を実施する旨を、常に口頭で明示する義務が課せられる。
〔前半〕(2) 前項の規定により監視等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、問答の際に提示しなければならない。
〔前半〕(3) 第1項の規定による立ち入る権限の範囲は、危険搜査のために認められたものと解釈しないでほしい。

〔第2回〕
〔前半〕(1) 本回では、立入検査における大抵は、次の各に属する事項の区分に応じて、当該

- 3 -

各号に定める大団とする。ただし、酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の業に係る取扱いについては、財團法第4条とする。

第一項第9項の規定による届出、同条第2項の規定による命令及び前項第1項の規定による酒類の販賣又は加工・製造 (第3号、第4号又は第9項の規定を施行する行為) によるもの (以下「酒類等」という。) に関する事項 内閣総理大臣又は農林水産大臣が行う。

第二項第1項の規定による酒類及び製造検査 (新規に開拓するものを除く。) 上記の酒類、農林水産大臣。

2-10 (終)

11 この法律に規定する農林水産大臣の大団及び第8項の規定により消費者庁長官に委託された監査官が監査する一事業の場合は、該企で定めることにより、都道府県知事が実施することとすることができる。

- 2 -